

その他

損害保険用語の解説

106

店舗所在地一覧

108

損害保険用語の解説

〈カ行〉

価格変動準備金

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外來の事故

突然的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

クーリングオフ制度

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外になっています。

契約者貸付

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返戻金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続を行えるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起った場合の手続等が記載されています。

契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は、保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、次の①～③に該当する事項について、保険契約者等は保険会社に対して、「質問応答義務」として答えなければなりません。これを告知義務といいます。

①危険に関する ②重要な事項で ③保険会社が「告知事項」として告知を求めたものとしました。例えば、火災保険では、建物の所在地、構造、他の保険契約等の有無などにつき、この告知義務があります。

〈サ行〉

再調達価額

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額のことです。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を相当の対価を支払って他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物をその時点にて新たに建築、あるいは購入するのに必要な金額（再調達価額）から、使用による消耗分を差し引いた金額のことです。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称しています。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略していいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば火災保険における建物）のうえに担保物権を持つ者（例えば抵当権者）の債権を保全する手段の1つです。

指定紛争解決機関

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続を実施します。当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オブズマンと手続実施基本契約を締結しており、当社との間で問題を解決できない場合には解決の申立てを行うことができます。

重度後遺障害

①両眼失明、②咀しゃく（食べ物をよく噛み碎くこと）または言語機能の全廢、③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する障害等をいいます。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合で保険金額の全額が支払われる損害を全損といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した人が損害保険の募集に関する知識や業務のさらなるステップアップをめざすしくみです。一般社団法人日本損害保険協会が従来実施していた「損害保険代理店専門知識」と一般社団法人日本損害保険代理業協会の「保険大学校・認定保険代理士制度」の2つの制度を整理・統合し、損害保険業界共通の制度として創設されたものです。

損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険募集にあたり、保険商品に関する重要事項等を正確に説明するための知識を業界共通の内容で教育することを目的とした試験制度です。試験には基礎単位と商品単位があり、これから代理店登録または募集人届出をする方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験で5年の更新制となります。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出の根拠として用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えたものを正味保険料で除した割合を指します。

〈タ行〉

大数（たいすう）の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額（ご契約金額）が保険の対象の価額（保険価額）を超えて設定されている場合を超過保険といいます。また、実際の価額より保険金額が少なく設定されている場合を一部保険といいます。一部保険の場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の保険の対象について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といいます。また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡する義務のことをいいます。例えば、火災保険の場合、住居を店舗に改造した時などがこれに該当します。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用するしくみのことをいいます。

〈ハ行〉

被保険者(ひほけんしゃ)

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例支払

損害が発生した時、保険金額(ご契約金額)が保険価額(保険の対象としたものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、その不足する割合に応じて保険金を減額してお支払いすることをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことと、全損に至らないことをいいます。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金をお支払いします。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない時には保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・押印し、保険会社に提出する所定の書類のことをいいます。保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは契約内容に対する理解の相違が生じ、紛争の原因となるので、一般的に保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事故をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

保険の対象

保険によって補償される対象のことをいいます。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

保険約款(やっかん)

保険契約の内容を定めたものです。保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定められています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の補償内容を拡張・変更・制限する特別約款および特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則です。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

保険料を算出するうえで用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1パーセント」と表現されることがあります。

〈マ行〉

満期返戻(へんれい)金

積立保険(貯蓄型保険)または月掛けの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。なお、保険の種類等により満期払戻(はらいもどし)金という場合があります。

免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合がありますが、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合には補償されません。

免責金額

自己負担額のことです。支払保険金の計算にあたって損害額から差引く金額をいいます。免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式が一般的です。

元受(もとうけ)保険

保険会社が個々の個人や法人の契約者と契約する保険のすべてをいいます。

元受(もとうけ)収入保険料、元受正味保険料、正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いる元受収入保険料、元受正味保険料、正味収入保険料とは、それぞれ次のものをいいます。

・元受収入保険料

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

・元受正味保険料

元受収入保険料(グロス)から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。積立保険(貯蓄型保険)については収入積立保険料を含みます。

・正味収入保険料

元受正味保険料に受再正味保険料を加え、支払再保険料および収入積立保険料を控除したものをいいます。

本社	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7000 (代)
北海道支店	〒 060-0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 (日本生命札幌ビル)	(011)261-1501 (代) Fax(011)241-0368
東北支店	〒 980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号 (仙台トラストタワー)	(022)262-7791 (代) Fax(022)265-0527
青森営業所	〒 033-0001 青森県三沢市中央町4丁目3番4号 (YG三沢ビル)	(0176)53-4413 (代) Fax(0176)57-0408
北関東支店	〒 330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号 (ソニックシティビル)	(048)644-1233 (代) Fax(048)647-2375
新潟営業所	〒 950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号 (大和地所新潟笹口ビル)	(025)245-7291 (代) Fax(025)244-8789
宇都宮営業所	〒 320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号 (明治安田生命宇都宮大通りビル)	(028)635-6699 (代) Fax(028)633-5536
前橋営業所	〒 371-0022 群馬県前橋市千代田町3丁目5番13号 (前橋セントラルビル)	(027)235-7071 (代) Fax(027)235-7075
旅行保険本部	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7060 (代) Fax(03)6364-7422
不動産保険本店営業部	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7050 (代) Fax(03)6364-7420
東京支店	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7070 (代) Fax(03)6364-7416
中央統括支店	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7080 (代) Fax(03)6364-7418
神奈川支店	〒 220-8144 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 (横浜ランドマークタワー)	(045)683-3600 (代) Fax(045)683-3636
静岡支店	〒 420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11番30号 (エクセルワード静岡ビル)	(054)254-0331 (代) Fax(054)254-7915
浜松営業所	〒 430-7715 静岡県浜松市中区板屋町111番2号 (浜松アクトタワー)	(053)454-4401 (代) Fax(053)455-1655
名古屋支店	〒 461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000 (代) Fax(052)747-7100
岐阜営業所	〒 500-8833 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号 (協和興業ビル)	(058)264-6271 (代) Fax(058)263-7267
三重営業所	〒 510-0067 三重県四日市浜田町6番11号 (サムティ四日市ビル)	(059)352-2164 (代) Fax(059)354-1364
中部不動産保険営業部	〒 461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000 (代) Fax(052)747-7100
大阪支店	〒 530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 (ハービス大阪)	(06)6343-7591 (代) Fax(06)6343-7588
京都営業所	〒 604-8101 京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幡町65番地 (京都朝日ビル)	(075)211-5501 (代) Fax(075)251-0798
徳島営業所	〒 770-0841 徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地 (三井生命徳島ビル)	(088)626-3511 (代) Fax(088)655-1876
関西不動産保険営業部	〒 530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 (ハービス大阪)	(06)6343-7591 (代) Fax(06)6343-7588
広島支店	〒 730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号 (東芝フコク生命ビル)	(082)221-9311 (代) Fax(082)223-8441
岡山営業所	〒 700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号 (日本生命岡山第2ビル新館)	(086)224-6285 (代) Fax(086)231-9625
福岡支店	〒 810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 (電気ビル共創館)	(092)751-5061 (代) Fax(092)771-5504
北九州営業所	〒 802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号 (KMMビル)	(093)511-5012 (代) Fax(093)511-6509
熊本支店	〒 860-0805 熊本県熊本市中央区桜町1番20号 (西嶋三井ビルディング)	(096)354-8221 (代) Fax(096)359-4559
沖縄支店	〒 900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 (ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6660 (代) Fax(098)911-9900
企業営業1部	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7182 (代) Fax(03)6364-7410
国際営業部	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7181 (代) Fax(03)6364-7410

損害サービス専門オフィス

保険金カスタマーセンター	〒 980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号 (仙台トラストタワー)	(050)3164-8690 (代) Fax(022)778-0245
火災・新種個人保険損害サービスセンター	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7210 (代) Fax(03)6364-7450
火災・新種法人保険損害サービスセンター	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7211 (代) Fax(03)6364-7451
傷害・医療保険損害サービスセンター	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7220 (代) Fax(03)6364-7448
自動車保険損害サービスセンター	〒 141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 (ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7200 (代) Fax(03)6364-7440
札幌サービスセンター	〒 060-0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 (日本生命札幌ビル)	(011)261-8023 (代) Fax(011)261-1512
名古屋サービスセンター	〒 461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7020 (代) Fax(052)747-7120
大阪サービスセンター	〒 530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 (ハービス大阪)	(06)6343-7585 (代) Fax(06)6343-7583
福岡サービスセンター	〒 810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 (電気ビル共創館)	(092)751-5067 (代) Fax(092)751-3994
沖縄サービスセンター	〒 900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 (ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6630 (代) Fax(098)911-9900

各種お問い合わせ先

事故受付サービス	0120-011-313	海外旅行保険事故専用	0120-071-313
お客様サポートダイヤル	0120-550-385	傷害保険事故専用	0120-091-313

がん・医療保険事故専用 **0120-289-822**